

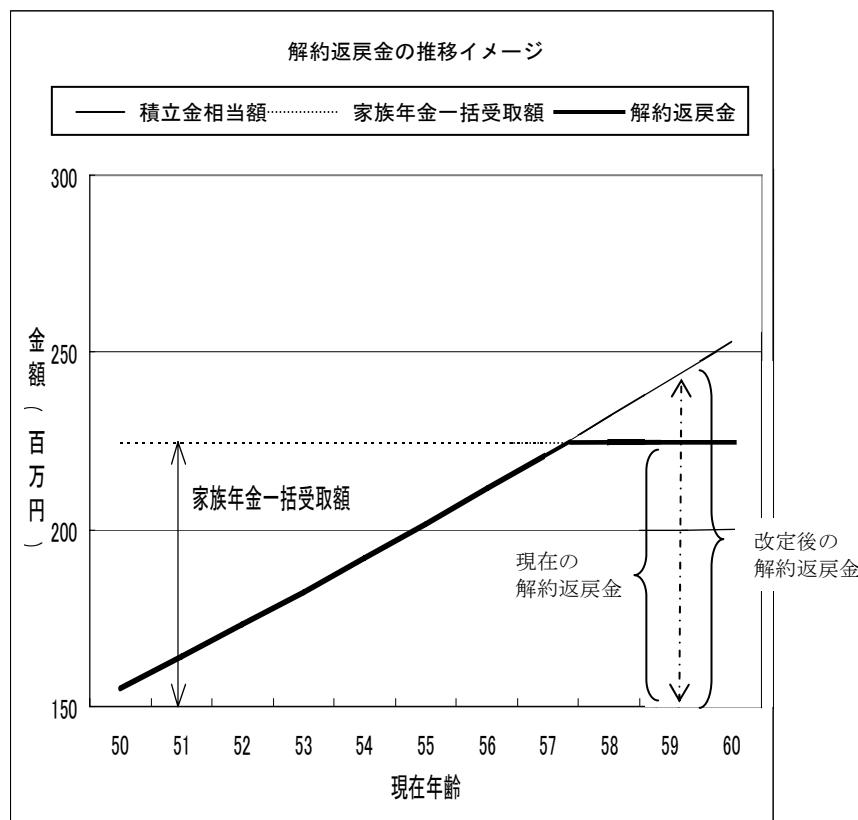
2010年4月
全 労 濟

個人年金共済の解約返戻金の算出方法が変更となりました。

変更内容

終身年金で保障型が「家重型（家族年金・重度障害年金付帯型）」の契約では、これまでの解約返戻金は家族年金一括受取額（死亡時にお支払する家族年金を一時金としてお支払いするときの額）を上限としていましたが、2010年4月1日以降は積立金相当額までお支払いできるようになりました（詳細は下図をご参照ください）。

この変更は、既に個人年金共済にご加入の方にも適用します。



(注)

1. 上図の内容はイメージです。積立金相当額等は加入年齢や経過年数等により異なります。
2. ご不明な点がございましたら[最寄りの全労済](#)までお問い合わせください。